

水辺空間整備における河川事業の新しい施策

1.はじめに

河川を中心とする水辺空間は、人々の心と生活に潤いと安らぎを提供してくれます。特に、最近は、人々の生活環境の向上に対する関心の高まりの中で、河川の持つ自然環境とのふれあいに対する期待も極めて高いものがあります。

都市化がますます進んでいる中で、今や河川は人々にとって最も身近にあって、広い空間、水と緑のある空間、昆虫や植物、鳥など地域の自然が凝集されている空間をまるごと提供してくれる貴重なものとなっています。

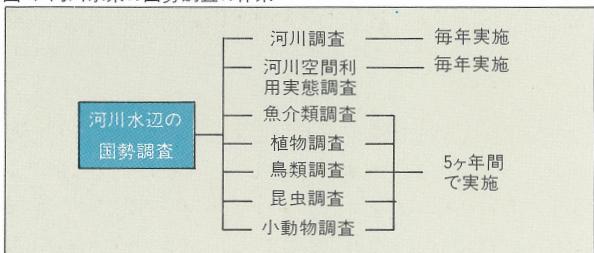
建設省ではこれまでに、この様な国民の方々の様々なニーズに応えるため、河川環境整備の実施、街づくりと川づくりが一体となったプランの作成と水辺空間整備などを推進してきましたが、平成2年11月には「多自然型のかわづくりの推進について」全国に通達を出し、人と自然に優しいかわづくりを強力に推進していくことにしています。

以下に、水辺空間整備に関して平成3年度から建設省が新たに取り組むこととしている主な施策を御紹介します。

2. 河川水辺の国勢調査の実施

河川にはたくさんの鳥や魚、昆虫、動物が住み、植物が生きています。このように水と緑あふれる河川は人と生物にとって他に代え難い貴重な空間です。

図-1 河川水系の国勢調査の体系



「河川水辺の国勢調査」は河川環境に係わる各種の施策はもちろん河川に関する様々な施策や事業のなお一層の適切な展開に資するため、河川環境に関する各種の情報を系統的に整備していくもので、図-1に示すように、河川調査、河川空間利用実態調査、魚介類調査、植物調査、鳥類調査、昆虫調査、小動物調査の7種の調査から成り立っています。

このうち、河川調査、河川空間利用実態調査は毎年各河川について実施し、他の生物関係5調査は、一河川に関する調査が5ヵ年間で終了するように実施する予定です。

河川調査は、環境という切り口でみた河道と河川構造物の現況を調査するもので、河川の生物に対してきわめて重要な要素となる瀬と淵の分布状況や河岸の状況等を調査します。

河川空間利用実態調査は、河川敷地内の利用施設の現況、河川でのイベント等行催時の実態を調べる他、調査の中心になるものとして年間を通じた河川空間の利用者数、利用状況、利用者の意向等を全国一斉に調査します。

他の生物関係5調査は、河川内のそれぞれの生態の実態調査を現地調査を中心に行うものです。

河川水辺の国勢調査は、平成2年度にも魚介類調査など一部モデル的調査を実施しましたが、平成3年度から各種調査を本格化させていくこととしています。

河川水辺の国勢調査の結果は今後長期にわたってさらに充実させながら蓄積される予定であり、これらのデータは、これからのかわづくりに大きな役割を果すこととなるでしょう。

3. 河川水辺ライブラリーの設置

河川に関する伝統文化、イベント・祭り、河川における利用施設・利便施設の整備及び利用状況、河川を活用しての地域づくり計画、河川水辺の国勢調査結果、その他河川に関する各種文献等を広く一般の方に提供し、河川に関心のある方々の諸活動の支援を進めていくため、河川水辺ライブラリーを設置します。

4. 歴史的河川構造物指定保存制度の創設

河川は、昔から地域文化の中心として重要な役割を果してきたことから、河川には歴史的な河川構造物が多く存在しています。これら、歴史的河川構造物は、現在でも地域文化のアイデンティティとして意義深いものもあり、これらを指定して保全するための制度を創設します。

歴史的河川構造物に指定され、保存計画が策定されたものについては、河川管理者と市町村が協力して、原形保存に配慮した改築や移設、周辺整備などを実施します。

5. 河川伝統文化振興事業

河川水辺ライブラリーによる情報提供等を通じて、地方公共団体等による河川環境基金の設立の奨励や、流域の伝統文化等の振興を進めるための流域協議会等の設置を推進します。また、流域の伝統文化等を振興するために必要な

動向について

建設省河川局治水課
課長補佐 安田 実

河川水辺の整備や文化施設等の建設を行う河川伝統文化振興事業を創設します。

流域の河川及び水文化に関する調査研究やふるさとの川づくりのための講演会等、諸事業に対する助成や協力支援を行うとともに、その成果は河川水辺ライブラリーを通じて広く交流を図ります。

6. 秩序ある河川利用の推進

経済・社会の発展に伴う余暇時間の増大、潤いを求める人々の指向等を背景に、河川空間の利用に対するニーズが増大するとともに、多様化してきていることに対応するため、河川環境の保全に配慮し、河川空間における自由使用の原則も踏まえ、錯綜する各種利用活動の調整等を図ることにより、秩序ある河川の利用を推進します。このため、次の様な施策を展開します。

①水面利用計画及び水面利用ルールの策定

錯綜する諸活動を調整し、秩序ある水面の利用を図るために、水面利用計画を策定するとともに、水域通航方法のガイドライン等水面利用ルールを策定します。

②不法係留ボート対策のアクション・プログラムの策定

不法係留対策を緊急に実施すべき地域、スケジュール、排除方法等を定めた不法係留ボート対策のアクション・プログラムをマリーナ整備計画と併せて地方自治体等と協力して策定します。

③水面利用整備事業の創設

安全で秩序ある水面利用を図るため、安全標識の設置、水位情報施設の設置、航行上支障となる施設の改築等を実施する水面利用整備事業を創設します。

④水面利用拡大のための施策の展開

マリーナ施設及び一時係船施設の整備を推進するとともにそのネットワーク化を検討します。また、陸上交通と水上交通の連携強化のための施設整備手法及び水面を利用した物流システムについて調査研究を進めます。

⑤係留施設設置の技術基準の作成

マリーナ、桟橋、ボートの引き上げ施設等の係留施設設置の技術基準を作成します。

⑥秩序ある河川空間利用の推進

多様な活動のうち、他の活動との調整が必要な特定の活動については、環境保全等に十分配慮の上、広域的な観点を踏まえ、限定期的にモデル河川の区間を指定して、第3セクター等の公的機関が、これらの活動に必要な施

設の整備運営の推進を行うことにより、秩序ある河川空間利用を図ります。

⑦秩序ある河川及び水面利用を図るための体制の確立

河川及び水面利用への多様なニーズに的確に対応し適正な河川の利用を図るため、河川利用検討懇談会の設置、国・地方公共団体・第3セクター等の公的機関の関与のあり方の検討及び必要な河川利用体制の確立を進めます。

7. 流域の水循環道整備のための施策の総合的な推進

近年、水需要の増大や都市化の急速な進展による水循環システムの変化、あるいは河川に排出される汚濁負荷量の増大などに伴い、本来河川及び流域が果たしてきた多様な機能が失われてきています。

このような背景から、今日の我が国における水利用の現状を前提として、21世紀初頭における展望を踏まえつつ省資源、省エネルギー、流水管理における危機管理の観点も含めた望ましい流域への水循環系の再編成を行うことが重要な課題となっており、これらに対応するため水量及び水質の総合的管理計画である水環境管理計画を策定するとともに、本計画の基本的構想に基づいて種々の事業を総合的に推進します。

また、特に汚濁の著しい河川等においては達成目標、達成期間を明示した水環境改善緊急計画を併せて策定し、水環境改善のための事業を重点的に実施します。

8. おわりに

河川は、色々な顔を持っています。平常時は、静かで優しい恵みの河川も、洪水時ともなると我々の生命、財産を脅かす存在に姿を変えます。近年は、河川の環境に対する関心と要請が大変大きなものとなっていますが、我々の生活を支える基本には安全がなければなりません。以上紹介してきたように、水辺空間整備については年々様々な施策の充実が図られていますし、今後も今まで以上により強力に推進していくこととしていますが、水辺空間の整備はしっかりと安全に裏打ちされた上で進めていくことが必要です。そして、地域の大変な財産である川づくりは、地域の個性を生かした、地域のニーズにあった、将来に対し誇れるような川づくりとして行かなければなりません。川は、みんなのものであることを忘れないようになしたいものです。